

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	1
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和4年度森林生態系炭素収支モニタリングに係る研究支援協力員派遣業務
契約締結日	令和4年4月1日
契約の相手方の商号又は名称等	(株)インテック
公開見積競争経緯	公告 令和3年12月24日 提案書等×切 — 本見積×切 令和4年4月1日

## チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

## 一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

## 契約監視委員会のコメント等

## (契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

## (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

## 本案件を審議した契約監視委員会の委員

西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	2	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度水生生物及び鳥類への化学物質有害性情報調査及び評価文書等作成に係る支援協力員派遣業務	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	WDB(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年1月7日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年4月1日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	3
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和4年度乳歯の形態観察・画像撮影、乳歯分析業務等に係る研究支援協力員派遣業務
契約締結日	令和4年4月1日
契約の相手方の商号又は名称等	WDB(株)
公開見積競争経緯	公告 令和4年1月26日
	提案書等×切 ー
	本見積×切 令和4年4月1日

## チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	ー	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	ー

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

## 一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

## 契約監視委員会のコメント等

## (契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

## (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

## 本案件を審議した契約監視委員会の委員

西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	4	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度トリプル四重極質量分析装置保守業務	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	太陽計測(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年1月7日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年4月1日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	5
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和4年度生態毒性予測システム公開仮想化 Web サーバ運用支援業務
契約締結日	令和4年4月1日
契約の相手方の商号又は名称等	日鉄ソリューションズ(株)
公開見積競争経緯	公告 令和4年2月3日 提案書等×切 — 本見積×切 令和4年4月1日

## チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

## 一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

## 契約監視委員会のコメント等

## (契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

## (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

## 本案件を審議した契約監視委員会の委員

西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	6
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和4年度誘導結合プラズマ質量分析装置(アジレント・テクノロジー製 Agilent8800 及び Agilent8900)及び周辺機器保守業務
契約締結日	令和4年4月1日
契約の相手方の商号又は名称等	太陽計測(株)
公開見積競争経緯	公告 令和4年2月4日 提案書等×切 — 本見積×切 令和4年4月1日

## チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

## 一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

## 契約監視委員会のコメント等

## (契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

## (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

## 本案件を審議した契約監視委員会の委員

西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	7	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 生体試料自動分注装置保守業務	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	竹田理化工業(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年2月7日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年4月1日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	8	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)における委員会等運営補助業務	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)エモック・エンタープライズ	
公開見積競争経緯	公告	令和4年2月7日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年4月1日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) 引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	9
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和4年度生態影響試験実施のための淡水処理装置ポンプAB系統 逆止弁廻りPVDF配管交換修理
契約締結日	令和4年4月1日
契約の相手方の商号又は名称等	コイト電工(株)
公開見積競争経緯	公告 令和4年2月25日
	提案書等×切 —
	本見積×切 令和4年4月1日

## チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

## 一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

## 契約監視委員会のコメント等

## (契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

## (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

## 本案件を審議した契約監視委員会の委員

西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	10	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度走査型電子顕微鏡保守業務	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)日立ハイテクフィールディング	
公開見積競争経緯	公告	令和4年3月11日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年4月1日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	11	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度九州で捕集したPM2.5中のイオン成分分析に係る研究支援協力員派遣業務	
契約締結日	令和4年4月26日	
契約の相手方の商号又は名称等	WDB(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年4月8日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年4月26日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	12	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度多波長励起蛍光光度計 1式	
契約締結日	令和4年4月27日	
契約の相手方の商号又は名称等	JFE アドバンテック(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年4月13日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年4月27日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	13	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度災害環境学に関する概念整理支援業務	
契約締結日	令和4年5月9日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本エヌ・ユー・エス(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年4月19日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年5月9日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	14
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和4年度気候変動影響予測モデル構築に係る研究支援協力員派遣業務
契約締結日	令和4年5月10日
契約の相手方の商号又は名称等	WDB(株)
公開見積競争経緯	公告 令和4年4月15日
	提案書等×切 —
	本見積×切 令和4年5月10日

## チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

## 一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

## 契約監視委員会のコメント等

## (契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

## (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

## 本案件を審議した契約監視委員会の委員

西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	15	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度クライオラック 100 本立 4 箱 外 4 点	
契約締結日	令和4年5月16日	
契約の相手方の商号又は名称等	アイテックサイエンス(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年4月26日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年5月16日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	16	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度フーリエ変換分光計降雨カバー装置製作業務	
契約締結日	令和4年5月27日	
契約の相手方の商号又は名称等	(有)ナカショウ	
公開見積競争経緯	公告	令和4年5月11日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年5月27日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	17
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和4年度新たな鳥類毒性試験法の開発に係る動物試験サンプル作製業務
契約締結日	令和4年5月27日
契約の相手方の商号又は名称等	(株)アニマルケア
公開見積競争経緯	公告 令和4年5月13日
	提案書等×切 —
	本見積×切 令和4年5月27日

## チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

## 一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

## 契約監視委員会のコメント等

## (契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

## (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

## 本案件を審議した契約監視委員会の委員

西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	18	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度マイクロスケールセンサーシステム 1台	
契約締結日	令和4年5月30日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)アイ・シー・エム	
公開見積競争経緯	公告	令和4年5月16日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年5月30日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	19	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度選択イオンフローチューブ質量分析計 1式 賃貸借	
契約締結日	令和4年6月15日	
契約の相手方の商号又は名称等	金陵電機(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年6月1日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年6月15日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	20
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和4年度研究連携のアイデアを創発する対話型ワークショップの設計と開催業務
契約締結日	令和4年6月16日
契約の相手方の商号又は名称等	(株)MIMIGURI
公開見積競争経緯	公告 令和4年6月2日 提案書等×切 — 本見積×切 令和4年6月16日

## チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

## 一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

## 契約監視委員会のコメント等

## (契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

## (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

## 本案件を審議した契約監視委員会の委員

西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	21	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度大気チャンバー真空排気機器保守業務	
契約締結日	令和4年6月16日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)旭精機	
公開見積競争経緯	公告	令和4年6月2日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年6月16日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	22	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度研究情報管理システムライセンス一式	
契約締結日	令和4年6月20日	
契約の相手方の商号又は名称等	理科研(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年6月6日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年6月20日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	23	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度ウェルプレート用窒素吹付濃縮装置 1式	
契約締結日	令和4年6月20日	
契約の相手方の商号又は名称等	竹田理化工業(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年6月6日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年6月20日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	24	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度試料前処理作業に係る研究支援協力員派遣業務	
契約締結日	令和4年7月5日	
契約の相手方の商号又は名称等	WDB(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年6月17日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年7月5日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	25	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度ヨコエビを用いた底質試験法の検証に係る業務	
契約締結日	令和4年7月8日	
契約の相手方の商号又は名称等	いであ(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年6月13日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年7月8日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	26	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 GNDPS 運用文書作成及び支援業務	
契約締結日	令和4年7月8日	
契約の相手方の商号又は名称等	宇宙技術開発(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年6月24日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年7月8日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	27	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度最適化問題プログラミングソフトウェア 一式	
契約締結日	令和4年7月11日	
契約の相手方の商号又は名称等	テガラ(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年6月27日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年7月11日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	28	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度高速大気オゾン分析計 1台	
契約締結日	令和4年7月15日	
契約の相手方の商号又は名称等	ターボ・オプテックス(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年7月1日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年7月15日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	29	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度全自動電気泳動システム 1式	
契約締結日	令和4年7月15日	
契約の相手方の商号又は名称等	岩井化学薬品(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年7月1日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年7月15日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	30	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度地球環境データベース 解析・計算サーバ 1式	
契約締結日	令和4年7月20日	
契約の相手方の商号又は名称等	HPCテクノロジーズ(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年7月5日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年7月20日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	31	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度降水量変動予測データ格納装置 1式	
契約締結日	令和4年7月25日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)アルゴグラフィックス	
公開見積競争経緯	公告	令和4年7月8日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年7月25日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	32	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度化学気候モデルデータ格納装置 1式	
契約締結日	令和4年7月25日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)アルゴグラフィックス	
公開見積競争経緯	公告	令和4年7月8日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年7月25日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	33	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度閉鎖性海域における水環境の気候変動影響監視・適応支援システムの開発・現場実証試験業務	
契約締結日	令和4年7月26日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本海工(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年7月11日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年7月26日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。          令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)          仕様書受理者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)          引き続き、一者見積改善の方策について検討を行う。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
<p>西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)</p>		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。  
 ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
 ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。  
 (注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	34	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度パーソナルケア製品の使用状況に関するインターネット調査業務	
契約締結日	令和4年8月5日	
契約の相手方の商号又は名称等	楽天インサイト(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年7月22日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年8月5日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	35	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度気象観測データの WebGIS・グラフ整備業務	
契約締結日	令和4年8月9日	
契約の相手方の商号又は名称等	ESRI ジャパン(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年7月26日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年8月9日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	36	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度地上型最終処分場の構造安定性評価に係る業務	
契約締結日	令和4年8月9日	
契約の相手方の商号又は名称等	みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年7月26日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年8月9日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	37	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度超高感度大気用窒素酸化物濃度計 1台	
契約締結日	令和4年8月15日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本サーモ(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年7月29日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年8月15日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	38	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度反応性窒素酸化物変換ユニット 1台	
契約締結日	令和4年8月15日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本サーモ(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年7月29日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年8月15日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	39	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度キャビティ減衰位相シフト法二酸化窒素モニター 1式	
契約締結日	令和4年8月16日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)汀線科学研究所	
公開見積競争経緯	公告	令和4年8月1日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年8月16日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	40
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和4年度高速液体クロマトグラフ質量分析計(島津製作所社製 LC-MS/MS)保守業務
契約締結日	令和4年8月21日
契約の相手方の商号又は名称等	島津サイエンス東日本(株)
公開見積競争経緯	公告 令和4年8月2日
	提案書等×切 -
	本見積×切 令和4年8月21日

チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	-

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。  
 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

契約監視委員会のコメント等

(契約監視委員会のコメント)  
 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。  
 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)  
 公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。  
 ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
 ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。  
 (注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	41	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度研究用消耗品類の購入(単価契約)	
契約締結日	令和4年8月24日	
契約の相手方の商号又は名称等	理科研(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年8月9日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年8月24日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	42
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和4年度水物質循環モデルのプラスチック動態モデルへの拡張に関するインタフェース構築業務
契約締結日	令和4年8月26日
契約の相手方の商号又は名称等	日本エヌ・ユー・エス(株)
公開見積競争経緯	公告 令和4年8月12日
	提案書等×切 ー
	本見積×切 令和4年8月26日

## チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	ー	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	ー

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

## 一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

## 契約監視委員会のコメント等

## (契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

## (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

## 本案件を審議した契約監視委員会の委員

西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	43	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度「くらしとエネルギーに関する意向調査」業務	
契約締結日	令和4年8月30日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)インテージリサーチ	
公開見積競争経緯	公告	令和4年8月16日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年8月30日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	44
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和4年度アルミニウムリサイクルの高度化に向けた物質フロー情報の整備及び解析等支援業務
契約締結日	令和4年8月30日
契約の相手方の商号又は名称等	みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)
公開見積競争経緯	公告 令和4年8月16日
	提案書等×切 —
	本見積×切 令和4年8月30日

## チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

## 一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

## 契約監視委員会のコメント等

## (契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

## (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

## 本案件を審議した契約監視委員会の委員

西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	45	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度複数の気候モデルの結果を用いた太陽光及び風力発電の出力変化比較実験支援業務	
契約締結日	令和4年8月30日	
契約の相手方の商号又は名称等	みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年8月16日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年8月30日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) 引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
案件番号	46		
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)		
契約の件名及び数量	令和4年度エコチル調査乳歯種判定・前処理等に関する業務に係る研究支援協力員派遣業務		
契約締結日	令和4年8月30日		
契約の相手方の商号又は名称等	(株)インテック		
公開見積競争経緯	公告	令和4年8月16日	
	提案書等×切	—	
	本見積×切	令和4年8月30日	

## チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

## 一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

## 契約監視委員会のコメント等

## (契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

## (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

## 本案件を審議した契約監視委員会の委員

西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	47
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和4年度気候変動影響及び適応に関する事業推進及び定量的評価支援業務補助員派遣業務
契約締結日	令和4年8月30日
契約の相手方の商号又は名称等	(株)インテック
公開見積競争経緯	公告 令和4年8月16日
	提案書等×切 —
	本見積×切 令和4年8月30日

## チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

## 一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

## 契約監視委員会のコメント等

## (契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

## (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

## 本案件を審議した契約監視委員会の委員

西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	48
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和4年度水生・底生生物の飼育・分譲業務及び生態毒性試験実施に係る支援協力員派遣業務
契約締結日	令和4年8月30日
契約の相手方の商号又は名称等	WDB(株)
公開見積競争経緯	公告 令和4年8月16日
	提案書等×切 ー
	本見積×切 令和4年8月30日

## チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	ー	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	ー

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

## 一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

## 契約監視委員会のコメント等

## (契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

## (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

## 本案件を審議した契約監視委員会の委員

西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	49	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度エコチル調査実験等協力員派遣業務	
契約締結日	令和4年8月30日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)エンテックス	
公開見積競争経緯	公告	令和4年8月16日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年8月30日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	50	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 GNDPS 運用のためのストレージサーバ 1式	
契約締結日	令和4年8月31日	
契約の相手方の商号又は名称等	ヤトロ電子(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年8月17日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年8月31日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	51	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度鼻部曝露実験装置改造業務	
契約締結日	令和4年8月31日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)三洋	
公開見積競争経緯	公告	令和4年8月17日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年8月31日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	52	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度世界規模の気候緩和シナリオの実現可能性に関するフォーカスグループインタビュー調査業務	
契約締結日	令和4年9月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	マイボイスコム(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年8月18日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年9月1日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	53	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度全身ばく露実験装置改造業務	
契約締結日	令和4年9月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)三洋	
公開見積競争経緯	公告	令和4年8月18日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年9月1日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	54	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 A-PLAT/AP-PLAT web アプリ改修、データ登録ツール実装業務	
契約締結日	令和4年9月8日	
契約の相手方の商号又は名称等	フェリシード(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年8月25日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年9月8日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。                  令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。  
 ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
 ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。  
 (注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	55
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	自治体職員を対象とした気候変動対策の推進体制に関するワークショッププログラム開発・実施支援業務
契約締結日	令和4年9月12日
契約の相手方の商号又は名称等	未来のためのESDデザイン研究所
公開見積競争経緯	公告 令和4年8月29日
	提案書等×切 ー
	本見積×切 令和4年9月12日

## チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	ー	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	ー

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

## 一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

## 契約監視委員会のコメント等

## (契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

## (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

## 本案件を審議した契約監視委員会の委員

西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	56	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度ヤンバルクイナの全ゲノムシーケンス解析業務	
契約締結日	令和4年9月12日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)ケイアイサイエンス	
公開見積競争経緯	公告	令和4年8月29日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年9月12日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	57	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 GOSAT シリーズデータの可視化や解析等に係る研究支援協力員派遣業務	
契約締結日	令和4年9月12日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)インテック	
公開見積競争経緯	公告	令和4年8月29日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年9月12日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	58	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度環境リスク研究棟液体クロマトグラフ飛行時間型質量分析計及びガスクロマトグラフ質量分析計等を用いる分析支援及び運転維持管理支援員派遣業務	
契約締結日	令和4年9月14日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)テクノプロ	
公開見積競争経緯	公告	令和4年8月31日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年9月14日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	59
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和4年度 GOSAT-2 データ処理運用システム用テープ制御ソフトウェア一式
契約締結日	令和4年9月15日
契約の相手方の商号又は名称等	日鉄ソリューションズ(株)
公開見積競争経緯	公告 令和4年9月1日 提案書等×切 — 本見積×切 令和4年9月15日

## チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

## 一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

## 契約監視委員会のコメント等

## (契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

## (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

## 本案件を審議した契約監視委員会の委員

西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	60	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	温室効果ガスの衛星観測データ収集・処理及び解析支援業務	
契約締結日	令和4年9月16日	
契約の相手方の商号又は名称等	(一財)リモート・センシング技術センター	
公開見積競争経緯	公告	令和4年9月2日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年9月16日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	61	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度センチネル衛星画像を用いた東南・東アジア地域の稲作カレンダー推定アルゴリズムの改良及びカレンダー地図の作成業務	
契約締結日	令和4年9月20日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)DATAFLUCT	
公開見積競争経緯	公告	令和4年9月5日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年9月20日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、一者見積改善の方策について検討を行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

- (注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。
- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。
- (注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	62	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度水素ガス発生装置 1台	
契約締結日	令和4年9月21日	
契約の相手方の商号又は名称等	太陽計測(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年9月6日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年9月21日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	63	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度天塩 CC-LaG サイトフラックスタワー機器更新業務	
契約締結日	令和4年9月21日	
契約の相手方の商号又は名称等	クリマテック(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年9月6日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年9月21日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	64	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度タバコバイオマーカ― 一式	
契約締結日	令和4年9月27日	
契約の相手方の商号又は名称等	家田化学薬品(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年9月9日
	提案書等×切	―
	本見積×切	令和4年9月27日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	―	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	―
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	65	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度鳥獣個体数推定のためのデータ収集・整備・分析業務	
契約締結日	令和4年9月27日	
契約の相手方の商号又は名称等	(一財)自然環境研究センター	
公開見積競争経緯	公告	令和4年9月9日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年9月27日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、一者見積改善の方策について検討を行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	66
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和4年度 LC/MS 等による化学分析及びデータ解析に係る実験補助員派遣業務
契約締結日	令和4年9月27日
契約の相手方の商号又は名称等	WDB(株)
公開見積競争経緯	公告 令和4年9月9日 提案書等×切 — 本見積×切 令和4年9月27日

## チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。

令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

## 一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

## 契約監視委員会のコメント等

## (契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。

特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

## (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

## 本案件を審議した契約監視委員会の委員

西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

## 特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	67	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度感染症流行下における廃棄物収集作業の感染防止対策に関する調査業務	
契約締結日	令和4年9月28日	
契約の相手方の商号又は名称等	(一財)日本環境衛生センター	
公開見積競争経緯	公告	令和4年9月12日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年9月28日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) 引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。